

ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)

- このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。
- ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。
- なお、ご契約の内容は、商品名に応じた共済約款によって定まります。
- このご契約のてびきは、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご契約内容の詳細は、「ご契約のしおり」および「1年定期生命医療共済約款」をご確認ください。

契約概要

《契約概要》は、共済商品の内容をご理解いただくための事項を記載しています。

1. 契約者について

出資金を払い込み組合員となった方または組合員と同一の世帯の方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方をいいます。

【初めてこくみん共済 coop の共済にご加入される方(出資金について)】

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です。なお、すべてのご契約を終了され、引き続き当会の事業をご利用されない場合には、出資金を返戻しますので「こくみん共済 coop」へご連絡ください。

2. 被共済者について

被共済者とは保障の対象となる方をいいます。被共済者となることのできる方は、次の(1)から(3)までのすべてにあてはまる方に限ります。

- (1) 契約者ご本人
- (2) 保障の開始日(以下「発効日」といいます)または更新日において、次の年齢の範囲内の方

死亡保障	満18歳以上満79歳以下
医療保障	満18歳以上満89歳以下

- (3) 申込時点で、日本国内に在住の方(日本国外へ転居予定のある方を除きます)

【一部のご職業の方のお引き受けについて】

- ・発効日において被共済者のご職業が以下の<対象となるご職業>に該当する場合には、契約をお引き受けできません。
 - ・契約後に<対象となるご職業>に従事された場合には、契約は継続いただけますが、共済金額の増額、共済金額が増額となる型への変更、および新たな特約の付帯はできません。
- <対象となるご職業>

力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業

3. 共済期間

- 共済期間は1年です。
- 新規で契約いただいた場合、共済期間は、発効日の属する月の翌月の1日から1年を起算しますが、発効日から発効日の属する月の末日までの期間も共済期間とみなします。
- 契約の更新後の共済期間は、共済期間の満了日の翌日(更新日)から1年です。

4. 商品のしくみと特徴

- 「こくみん共済 あっと」の「死亡保障」および「医療保障」は、「1年定期生命医療共済約款」(以下、「共済約款」といいます)にもとづく商品です。
- お申し込みは当会のWEBサイトから、お支払い方法はクレジットカード払のみ、ご契約後のお手続きは専用マイページから行っていただけます。
- 共済契約証書の発行、共済掛金支払証明書の発行、各種ご案内等は、書面(郵送)に代え、専用マイページから電子データでご提供または電子メールによりご案内いたします。
- 「死亡保障」と「医療保障」は、それぞれ1契約者(被共済者)につき1契約のみのご契約となります(複数ご契約いただくことはできません)。
- 共済期間は1年で、毎年更新されます(掛金は更新時の年齢により変わります)。
- 契約の満了日を待たずに共済期間中いつでも保障内容の見直しができます(被共済者の健康状態により変更いただけない場合があります)。

死亡保障

被共済者が死亡した場合や当会所定の重度障がい状態となった場合を保障します。

●保障内容

共済金のお支払いについての概要は次のとおりです。

【生命基本契約】

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	お支払い額
死亡共済金	被共済者が共済期間中に死亡したとき	死亡共済金額
重度障害共済金	発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に当会所定の重度障がい状態となったとき	重度障害共済金額

※死亡共済金と重度障害共済金の額は同額です。死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

●契約できる共済金額

100万円から5,000万円までの範囲で、100万円単位で契約できます。

●年齢およびご職業による限度額

(1) 年齢による共済金額の限度

被共済者の年齢により契約できる共済金額は次のとおりです。

発効日または更新日における年齢	契約できる共済金額	
	新規契約時	更新時または契約の変更時
満18歳～満49歳	5,000万円	年齢に応じて左記の金額またはすでに契約されている共済金額のうちいずれか大きい額まで
満50歳～満59歳	3,000万円	
満60歳～満69歳	1,000万円	
満70歳以上	500万円	

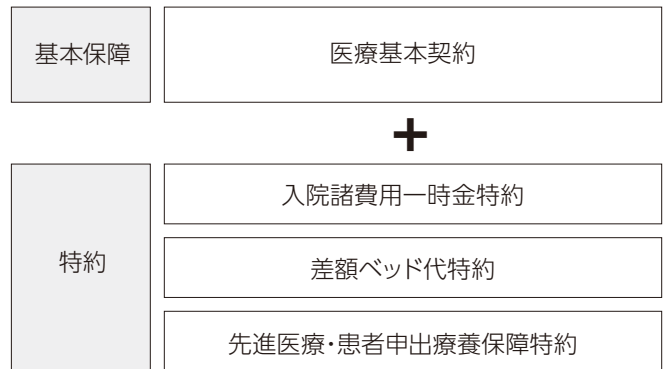
(2) ご職業による共済金額の限度

- ・(1)にかかわらず、新規の契約時に次の①から⑤までのご職業に従事されている方が契約いただける共済金額の限度は、500万円となります。
- ・共済期間の途中で次の①から⑤までのご職業に変更された場合には、500万円またはすでに契約されている共済金額のうちいずれか大きい金額を上限として契約を継続することができます。

- ①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者
- ②潜水・潜函・サルベージ、その他これらに類する職業
- ③坑内・隧道内作業に従事される方
- ④近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- ⑤1,000トン未満の船舶乗組員

医療保障

「医療保障」は、基本保障(医療基本契約)と、医療基本契約にセットできる3つの特約により構成されます。



【医療基本契約】

病気やけがにより、公的医療保険制度の保険給付の対象となった入院をした場合や手術を受けた場合の自己負担分を保障します。医療費の自己負担割合に応じた共済契約の型(I型・II型・III型)と、高額療養費制度の自己負担限度額に応じた支払限度額の型(10万円型・20万円型・30万円型)をお選びいただけます。

●「共済契約の型」の選択

「共済契約の型」は、医療費の一部負担(自己負担)割合に応じた適正な型を選択してください。

※69歳までの方の自己負担割合は3割です。

<共済契約の型と自己負担割合の対応表>

共済契約の型	自己負担割合
Ⅲ型	3割
Ⅱ型	2割
Ⅰ型	1割

●「支払限度額の型」の選択

「支払限度額の型」は、公的医療保険制度における高額療養費制度の1ヵ月あたりの自己負担限度額(年収の目安により設定)に応じた適正な型を選択してください。

<支払限度額の型および年収の目安の対応表>

支払限度額の型	年収の目安	自己負担限度額(月額)
10万円型	～約770万円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%
20万円型	約770万～ 約1,160万円	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%
30万円型	約1,160万円 ～	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%

※被共済者が公的医療保険制度に加入されていない場合、保障の対象となりません。

※公的医療保険制度の概要については厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

●保障内容

共済金のお支払いについての概要は次のとおりです。

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	お支払い額
入院治療共済金	発効日以後に生じた事故による傷害または発病した疾病の治療を目的として、日本国内において公的医療保険制度の保険給付の対象となった1日以上入院をした場合	次の①および②の合計額 ①入院中の療養にかかる診療報酬点数×1円、2円または3円(注) ②公的医療保険制度に規定する食事療養標準負担額および生活療養標準負担額と同額
外来手術・外来放射線治療共済金	発効日以後に生じた事故による傷害または発病した疾病の治療を目的として、日本国内において、入院を伴わずに、公的医療保険制度の保険給付の対象となった手術または放射線治療を受けた場合	外来の療養にかかる診療報酬点数×1円、2円または3円(注)

(注) 1円単位で四捨五入し10円単位とします。乗じる金額は共済契約の型に応じて設定されます。

●お支払いの限度額

入院治療共済金の①および外来手術・外来放射線治療共済金の支払額を合算した1ヵ月(注)あたりの支払限度額は次のとおりです。

支払限度額の型	支払限度額(1ヵ月(注)あたり)
10万円型	10万円
20万円型	20万円
30万円型	30万円

(注) 1ヵ月は月の初日から末日までとします。

※入院治療共済金の①については、1共済期間を通じて、入院治療共済金が支払われた入院の日数が通算して180日に達した日の属する月の末日までの入院について、共済金をお支払いします。

【入院諸費用一時金特約】

入院時に発生する諸費用(衣類品や日用品、お見舞いのお返しやご家族の交通費など)の備えとなる保障です。

●保障内容

共済金のお支払いについての概要は次のとおりです。

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	お支払い額
入院諸費用一時金	発効日以後に生じた事故による傷害または発病した疾病の治療を目的として、日本国内において公的医療保険制度の保険給付の対象となった連続して2日以上入院をした場合	5万円 (1共済期間中5回まで)

【差額ベッド代特約】

入院時に個室などを利用した場合に発生する差額ベッド代の実費負担分を保障します。

契約にあたり、「支払限度額の型」(5,000円型、1万円型、2万円型のいずれか)を選択してください。支払限度額の型に応じた金額を上限として共済金をお支払いします。

<支払限度額の型と入院1日あたりのお支払い上限額>

支払限度額の型	入院1日あたりのお支払い上限額
5,000円型	5,000円
1万円型	1万円
2万円型	2万円

●保障内容

共済金のお支払いについての概要は次のとおりです。

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	お支払い額
差額ベッド代共済金	発効日以後に生じた事故による傷害または発病した疾病の治療を目的として、日本国内において公的医療保険制度の保険給付の対象となった1日以上入院をし、差額ベッド代を負担した場合	支払限度額の型に応じた金額を上限として、負担した1日あたりの差額ベッド代×入院日数

※1共済期間を通じて、差額ベッド代共済金が支払われた入院の日数が通算して180日に達した日の属する月の末日までの入院について、共済金をお支払いします。

【先進医療・患者申出療養保障特約】

先進医療または患者申出療養にかかる技術料相当額を保障します。

●保障内容

共済金のお支払いについての概要は次のとおりです。

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	お支払い額
先進医療・患者申出療養共済金	発効日以後に生じた事故による傷害または発病した疾病の治療を目的として、日本国内において先進医療・患者申出療養を受けた場合	先進医療・患者申出療養にかかる技術料相当額(1共済期間あたり1,000万円まで)

5. 共済金受取人について

- (1) 共済金受取人は契約者です。
- (2) 死亡保障において、被共済者（契約者）が死亡した場合の死亡共済金の受取人は、次の方となります。受取人の順位は、1から5の順序で、また2から5においては①から⑤の順序となります。

1	契約者の配偶者	
2	契約者の死亡の当時、 契約者の収入により 生計を維持していた	契約者の①子、②父母、 ③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹
3		契約者の配偶者の①子、 ②父母、③孫、④祖父母、 ⑤兄弟姉妹
4	2に該当しない	契約者の①子、②父母、 ③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹
5	3に該当しない	契約者の配偶者の①子、 ②父母、③孫、④祖父母、 ⑤兄弟姉妹

※配偶者には、内縁関係にある方および同性パートナー（注）（以下「内縁関係にある方等」といいます）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

- (注) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。
- (3) 契約者は、共済事故が発生するまでは、(2)の1から5までの死亡共済金受取人の範囲の方、またはそれ以外の親族の方を死亡共済金受取人に指定または変更することができます。

6. 掛金について

掛金は、共済金額・共済契約の型・支払限度額の型等の契約内容、被共済者の年齢・性別により異なります。

掛金の払込方法および払込経路等は次のとおりです。

掛金払込方法	月払
掛金払込経路	クレジットカード払（契約者ご本人名義のクレジットカードに限りです）
初回掛金	契約の申込時に、当社がクレジットカード会社にご指定のクレジットカードの有効性等の確認を行います。
第2回以後の掛金	毎月（1日から月末まで）の掛金について、前月の当社の指定する日に当社がクレジットカード会社にご指定のクレジットカードの有効性等の確認を行います。

※クレジットカードの有効性等の確認ができた場合に掛金の払い込みがあったものとみなします。クレジットカード会社から

契約者への請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

※申込時にクレジットカードの有効性等の確認ができない場合には、申込手続きを進めることができないため、別のクレジットカードを使用してください。

※掛金の領収証は発行しません。

※同一のクレジットカードから2件以上の契約（当社の他の商品の契約を含みます）の掛金を払い込む場合には、これらの契約の掛金を合算した金額を請求させていただきます。これらの契約のうちの一部の契約にかかる掛金の払い込みをご指定いただくことはできません。

7. 契約の更新について

(1) 契約者から共済期間の満了日までにお申し出がない場合は、満了を迎える契約と同じ保障内容（共済金額、共済契約の型、支払限度額の型および付帯される特約）で満了日の翌日に更新します。保障内容を変更せずそのまま契約を更新される場合は、特にお手続きの必要はありません。

(2) 更新後の共済期間は満了日の翌日（更新日）から1年です。

(3) 更新後の掛金は更新日における被共済者の満年齢によって計算した金額となります。

(4) 共済約款の改正があったときには、契約は、更新日における共済約款にもとづく内容で更新します。

(5) 更新日における被共済者の年齢が、死亡保障および医療保障ごとに定める年齢（「2. 被共済者について」の（2）をご参照ください）の範囲外のとときには更新することができません。また、契約を更新することが適当でないと判断される事由があるときは、更新をお断りする場合があります。

(6) 更新後の契約から保障内容の変更を希望される場合には、満了日までにご当社にお申し出ください。

※共済金額が増額となる変更（共済金額が増額となる型への変更を含みます）や、新たに特約を付帯する場合には、被共済者の健康状態について当社が告知を求めた事項（告知事項）への回答が必要となります（注意喚起情報の「2. 告知義務について」をご参照ください）。

8. 共済金支払の分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

9. 割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします（5月末現在の有効契約が対象となります）。

※割り戻し金または返戻金が発生した場合はご指定の口座にお振り込みいたします。

注意喚起情報

《注意喚起情報》は、ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

1. 申し込みの撤回(クーリングオフ)について

申込日を含めて8営業日(注)以内であれば、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。書面または専用マイページ(または仮マイページ)よりお申し出ください。

(注) 土・日・祝日・振替休日・年末年始(12月30日から翌年1月3日まで)を除いた日を営業日として数えます。

※書面による場合は、申し込みを撤回される契約の種類(死亡保障または医療保障)、申込日、契約者(被共済者)の氏名、住所、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

※払い込まれた掛金は全額お返しいたします。

2. 告知義務について

(1) 申込画面で入力いただく事項(申込内容)および健康状態について当会が告知を求めた事項(告知事項)への回答は、契約を締結するうえで重要ですので、正確に入力ください。特に、告知事項について正確にお答えいただけなかった場合、告知義務違反として契約が解除され、共済金が支払われないことがあります。

※契約の更新時または共済期間中に共済金額を増額する場合、共済金額が増額となる共済契約の型または支払限度額の型へ変更する場合にも、変更の申し込みの際に告知事項への回答が必要となります。

(2) 死亡保障に申し込みいただく場合で、共済金額が1,500万円を超えるときには、健康診断結果の数値を告知していただけます。

※契約後に共済金額を増額される場合には、すでにご契約の共済金額と合計して1,500万円を超える場合にも健康診断結果の数値を告知していただけます。

※申込日から1年以内に受診した直近の健康診断の結果の数値を告知してください。

3. 告知義務違反による契約の解除について

契約者(被共済者)が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、告知事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき、契約が解除されることがあります。

※共済金の支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金はお支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときはお返しいたします。

4. 保障の開始日(発効日)について

(1) 当会は、申込内容および告知事項への回答等を確認したうえで、契約をお引き受けするか否かを決定します。当会が契約の申し込みを承諾した場合、申込日(注)の翌日午前零時

から保障が開始します。この日を保障の開始日(発効日)といたします。

(注) 申込日は、当会が申込内容(告知事項への回答および掛金の払い込みを含みます)の受信を完了した日となります。受信を完了した場合、受付完了メールを送信しますので、ご確認ください。

※当会が特に必要と認めた場合には、契約の申込日の翌日以後30日以内の当会が指定する日を発効日とさせていただくことがあります。その場合には、当会はその指定する日をあらかじめ契約者に提示します。

(2) 共済期間中に保障内容の変更の申し込みをされ、当会が承諾した場合、変更後の契約は、変更の申込日の属する月の翌月1日の午前零時から保障が開始します。

5. 掛金の払込猶予期間と契約の失効について

第2回以後の掛金の払い込みについては、払込期日(注)の翌日から3カ月の猶予期間があります。この払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日の翌日の午前零時に効力を失い、かつ、契約は消滅します。

(注) 払込期日は、共済掛金期間(毎月1日から同月末日まで)の前月末日となります。

※当会の指定する日にクレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、翌月にその翌月分の掛金とあわせて2ヵ月分の掛金について確認し、以降も同様に、最大4ヵ月分までの共済掛金について確認を行います。

※払込猶予期間の末日までに未払込掛金の全額の払い込みが必要です。

※契約が更新された場合(保障内容を変更して更新された場合も含みます)の更新後の契約の掛金についても同様にお取り扱いします。

6. 共済契約に関するお手続きおよび共済金請求を確実に行っていただくためのしくみについて

●共済契約者代理制度(共済契約者代理特則)

契約者が契約に関する手続きを行うことができない特別な事情がある場合に、契約者に代わり手続きを行うことができる方(共済契約者代理人)をあらかじめ指定しておくことができます。※詳しくは「ご契約のしおり」および「共済約款」をご確認ください。

●代理請求制度

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合で、共済契約者代理人が指定されていないとき、または共済契約者代理人に共済金等を請求できない特別な事情があるときには、代理請求人が共済金等を請求することができます。

※詳しくは「ご契約のしおり」および「共済約款」をご確認ください。

7. 当会への通知が必要な場合

次の場合には、専用マイページよりお手続きください。

(1) 契約者の氏名または住所(メールアドレス等の連絡先を含みます)が変更となったとき

※メールアドレスが変更となる場合、正しく通知をいただけませんと、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、ご注意ください。

- (2) 死亡共済金受取人の氏名または住所が変更となったとき
- (3) 共済契約者代理人の氏名または住所が変更となったとき
- (4) 掛金の払い込みに使用するクレジットカードを変更するとき
- (5) 返戻金や割り戻し金の受取口座を変更するとき
- (6) 海外に長期滞在(3ヵ月以上)することになったとき

※医療保障においては、日本国外へ転居された場合、日本国外での治療は保障の対象となりません。日本への帰国の予定がない等の場合には解約をご検討ください。

8. 共済金をお支払いできない主な場合

※詳しくは「ご契約のしおり」および「共済約款」をご確認ください。

【死亡保障】

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

- (1) 被共済者の犯罪行為によるとき
- (2) 被共済者の故意によるとき
- (3) 発効日から1年以内の自殺・自殺行為によるとき
- (4) 発効日前に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因として重度障がいの状態となったとき

【医療保障】

○発効日前に発生した傷害または疾病を原因として入院治療、手術等を受けられたときには、共済金をお支払いできない場合があります。

○入院治療共済金、外来手術・外来放射線治療共済金、入院諸費用一時金および差額ベッド代共済金については、治療費の領収書、診療明細書などで公的医療保険制度が適用された治療であることが確認できない場合は、共済金をお支払いできません。

○次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

- (1) 被共済者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被共済者の犯罪行為によるとき
- (3) 次の各号のいずれかに該当するとき
 - ① 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ② 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ③ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める指定薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故によるとき
- (4) 被共済者の精神障害または泥酔を原因とする事故によるとき
- (5) 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき
- (6) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき
- (7) 発効日から1年以内の妊娠・分娩に伴う異常によるとき
- (8) 発効日から1年以内の不妊治療によるとき

9. 保障の重複について

差額ベッド代特約を付帯する場合で、保障内容が同様の他の保険契約または共済契約があるとき、保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

10. 共済約款の変更について

当会が共済約款を改正した場合には、更新日時点における共済約款にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

11. 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消しとなる場合があります。当会が契約を取り消した場合には、掛金を返還しません。また、当会がすでに共済金または割り戻し金を支払っていた場合は返還していただきます。

12. 共済金の不法取得目的による無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたときは、その契約を無効とし、掛金を返還しません。また、当会がすでに共済金または割り戻し金を支払っていた場合は返還していただきます。

13. 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 契約の共済金額が被共済者の年齢やご職業によって当会が定める上限額を超えていた場合には、その超えた部分を無効とします。
- (2) 1契約者(被共済者)につき「死亡保障」または「医療保障」にそれぞれ複数ご契約された場合には一方の契約を無効とします。

※契約が無効となった場合には、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※当会がすでに共済金または割り戻し金を支払っていた場合は返還していただきます。

14. 重大事由による解除について

次のいずれかに該当する場合、契約が解除されることがあります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求または受領の際、詐欺行為を

行い、または行おうとしたとき

- (2) 契約者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - (3) 契約者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力(注1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(注2)を有していると認められるとき
 - (4) 他の保険契約または共済契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
 - (5) 上記(1)から(4)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (注1)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じ)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2)「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

15. 契約の解約について

契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。

※この商品に解約返戻金はありません。

16. 契約の消滅について

- (1) 被共済者が死亡した場合には、そのときをもって契約は消滅します。
- (2) (1)のほか、「死亡保障」においては、重度障害共済金が支払われた場合には、被共済者が重度障がいとなったときをもって、契約は消滅します。

17. 掛金の生命保険料控除について

「死亡保障」および「医療保障」の掛金は、生命保険料控除の対象となります。

18. お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

●医療機関等について

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

●再共済(再保険)について

再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

●保有個人データ(共済契約等)の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁/支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社/損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

(4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。苦情は、受付専用窓口の「こくみん共済 coop お客様相談室」へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。

◆こくみん共済 coop お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ※受付時間は変更となる可能性があります。最新情報は当会ホームページをご確認ください。
- ・ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしていません。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行ってまいります。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。